

山口県地域公共交通ビジョン策定支援業務に係る 公募型プロポーザル応募要項

1 目的

本要項は、「山口県地域公共交通ビジョン策定支援業務委託」に係る最優秀提案者（業務委託候補者）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 山口県地域公共交通ビジョン策定支援業務
- (2) 実 施 主 体 山口県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）
- (3) 主な業務内容 別添「山口県地域公共交通ビジョン策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 委 託 期 間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (5) 委 託 上 限 額 19,404千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 令和7年山口県告示第214号（県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示）に基づく資格審査において、大分類「04 調査研究」、小分類「01 調査・分析（統計調査を除く。）」又は大分類「99 その他」、小分類「18 計画策定・計画策定支援」について業務委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (3) この手続の開始の日から提案書の提出期限までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 過去5年度間（令和3～7年度）において、国、地方公共団体、又は国や地方公共団体が設立した協議会等が発注した地域公共交通に関する計画策定業務をいずれも元請として受託し、完了した実績を有すること。ただし、他支社又は営業所等の実績も含む。

4 プロポーザルに係る実施スケジュール

内 容	日 程 ・ 期 限
公募開始	令和8年6月12日（金）
質問書の提出期限	令和8年6月22日（月）17時必着
質問書の回答期限	令和8年6月25日（木）

参加表明書提出期限	令和8年6月30日（火）17時必着
企画提案書提出期限	令和8年7月10日（金）17時必着
ヒアリング	令和8年7月17日（金）（予定）
選定結果通知	ヒアリングの3日後を予定

5 募集方法

本要項及び必要書類等を協議会ホームページ（山口県交通政策課ホームページ内）に掲載する。

6 参加手続き等

（1）参加申請に関する質問

① 質問受付期間

令和8年6月12日（金）～6月22日（月）17時

② 質問方法

質問書（様式第1号）により電子メールにて受付ける。

※メール送信時、件名に「【質問_（参加者名）】山口県地域公共交通ビジョン策定支援業務に係る公募型プロポーザルについて」と付記すること。

※質問は、参加表明書、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。なお、電話又は口頭のみでの質問は受け付けない。

③ 回答

令和8年6月25日（木）17時までに、協議会ホームページ（山口県交通政策課ホームページ内）への掲載より回答するものとし、当該回答は、本要項及び仕様書等を追加又は修正したものとして取り扱う。

（2）参加表明書の提出

① 提出書類

参加表明書（様式第2号）

② 添付書類

ア 誓約書（様式第3号）

イ 会社の概要が分かる書類（任意様式）

ウ 業務実績調書（様式第4号）

エ 国税、都道府県税及び市町村税の滞納が無いことの証明（写し可）

③ 提出期限

令和8年6月30日（火）17時必着

④ 提出方法

持参、郵送、電子メール、又はFAXのいずれかによること。

（必ず提出先に受付確認をすること。）

（3）企画提案書等の提出

① 提出書類

別紙1のとおり

- ② 提出部数
8部
- ③ 提出期限
令和8年7月10日（金）17時必着
- ④ 提出方法
持参又は郵送とし、郵送の場合は期限までに必着すること。
- ⑤ 留意事項
 - ア 期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け付けない。
 - イ 提出後における提出書類の返却、差し替え及び再提出は認めない。
 - ウ 提出された提案書等は、本公募型プロポーザルの業務委託候補者を決定するための資料であり、本業務の実施に当たっては、受託者の提案書を基にして、委託者との協議により、業務を実施するものとする。なお、提案書の内容は、委託者との協議を経て、仕様書の一部として取り扱うものとする。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1
山口県 観光スポーツ文化部 交通政策課内
山口県地域公共交通協議会事務局 担当：田中
電話番号：083-933-3120
F A X：083-933-2527
Eメール：a11300@pref.yamaguchi.lg.jp

7 企画提案の審査に関する事項

(1) 審査方法

別途設置する審査委員会が、提出された企画提案書に基づきヒアリング（応募者によるプレゼンテーション）を実施し、審査基準（別紙2）に基づき審査し、受託者の選定を行う。

① 審査日時・場所

令和8年7月17日（金）を予定

山口県山口市滝町1-1 山口県庁内 会議室

※具体的な開催日時、場所等は提案者に対して別途通知する。

② 参加人数

3名以内

③ 備考

- ・提出された企画提案書を使用してプレゼンテーションを実施し、提案内容の説明すること（ディスプレイへの企画提案書の投影可。）
- ・当日の追加資料は認めない。
- ・ヒアリングの時間は、説明20分、質疑応答10分以内を予定。

・ヒアリングは、非公開とする。

(2) 最優秀提案者の決定

審査委員会の委員が、提出された提案書について、ヒアリングの内容を踏まえた上で審査基準に基づき採点し、審査において60%を超える合計点を得た者のうち、最も合計点の高かった者を最優秀提案者とする。

(3) 審査結果の通知・公表

最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するとともに、協議会ホームページ（山口県交通政策課ホームページ内）において公表する。なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受付けない。

(4) 審査結果の取消について

企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、提案者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、審査結果を取り消すことがある。

(5) その他

ア 提出書類の作成及び提出等に要する経費は、提案者の負担とする。

イ 提出書類は原則返却しない。また、提出書類の訂正、差替は認めない。

ウ 提案者が1者であった場合は、その提案内容を審査委員会において評価した上で、採否を決定する。

エ 業務委託業者が決定され次第、当該業者は、事業費積算書とは別の正式な見積書を提出すること。

8 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

(1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽又は不備があった場合

(3) 契約の履行が困難と認められるに至った場合

(4) 提案者が個別に審査委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 見積額が委託上限額を超過している場合

(6) その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

9 契約手続等

(1) 選定された最適提案者は、協議会との間で委託内容、経費等について再度調整を行ったうえで協議が整った場合に、随意契約により契約を締結する。

なお、最適提案者と協議が整わない場合、又は最適提案者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

(2) 選定された提案者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理

由を記載した辞退届を提出すること。

(3) 契約保証金は免除する。

(4) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

10 その他留意事項

(1) 企画提案書の作成、提出及びヒアリング等に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(2) この手続の開始後に、3 (2) に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和8年6月24日(水) 17時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(3) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、最適提案者の企画提案書の著作権は、委託契約締結以降、委託者に帰属するものとする。

(4) 提出された企画提案書等は、最適提案者の選定以外には使用しない。

(5) このプロポーザルにおいて使用する言語は日本語とする。

(6) 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

(7) 本要項に定めるもののほか、必要な事項については、協議会が別に定める。

応 募 書 類

以下の書類について、様式第5号を第1ページとした通し番号及び全ページ数を、全ての提出書類に付して提出すること。（【例】1/〇〇～〇〇/〇〇等）

なお、提案書のサイズはA4判とし、ホッチキス留めの上、8部提出すること。図面等を使用する場合はA3判も可とするが、A4判に三つ折りし、提案書に綴じ込むこと。

(1) 業務提案書表紙（様式第5号）

○業務提案書の表紙として提出すること。

(2) 工程計画・業務体制（任意様式）

○本業務の方針及び遂行スケジュール等について記載すること。

○本業務を実施するための体制図（担当者名、担当業務等）を記載すること。

(3) 山口県地域公共交通ビジョン策定支援業務についての提案（任意様式）

○地域交通に関する実態調査（住民アンケート、市町・交通事業者等に対するヒアリング等）の実施計画について記載すること。

○収集・整理するデータについて、データ種別及び入手方法について記載すること。

○データ分析手法等の概要について記載すること。

(4) 見積書（任意様式）

○本業務に係る所要経費の明細を明示した上で、予算限度額の範囲内で見積書を作成すること。

○消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。また、別途、消費税及び地方消費税の額を記載すること。

審査基準

評価項目		評価事項	配点
1 業務実績の評価		①同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な経験を有しているか。	10
	小計		10
2 企画提案内容に関する評価	業務内容の理解	②地域の特性や公共交通の現状・課題を十分に理解しているか。	10
	工程・業務体制	③実効性があり、かつスピード感を持った工程計画が提案されているか。	10
		④工程計画のとおり業務を遂行できる業務体制が構築されているか。	10
	実施方法	⑤各種調査手法が具体的に示され、ビジョン策定に必要な情報の把握・整理が可能な内容となっているか。	20
		⑥調査結果の分析手法が具体的に示され、ビジョン策定に必要な客観的な指標等を設定できる内容となっているか。	20
	ヒアリング	⑦知識や経験、根拠等に基づいたプレゼンテーションであり、内容が的確で分かりやすく、説得力があるか。	5
		⑧本業務に対する取組み意欲が高く、熱意を感じられるか。	5
	小計		80
3 見積金額の評価		⑨業務に対して見積金額が適切か。	10
	小計		10
合計		100	